

かかりつけ医を持ちましょう

地域の医療機関との連携を強化しています。

あんしん

患者様を中心とした安心の連携システム

専門的な治療・検査が
必要な患者様

紹介

地域の
医療機関

患者様

当院
(京都山城
総合医療
センター)

紹介

病状が安定している患者様

再度、専門的な治療・検査が必要となった場合には当院にご紹介頂けますので、ご安心下さい。

当院は、地区医師会である相楽医師会との連携を強化しています。

<かかりつけ医とは>

ご自身の日常的な診療や健康管理をしてくれる、地域の医師のことで、ご自身の病歴や体質・生活習慣などを踏まえた診療を受けることができます。入院や検査などが必要な場合、適切な病院・診療科を紹介してもらえます。

かかりつけ医に関する問い合わせは、地域医療連携室までお願いします。TEL:0774-73-1818(直通)

地域医療支援病院



京都山城総合医療センター

(裏面は当院からのお知らせです)

京都山城総合医療センターから 重要なお知らせ

～ 初診時選定療養費の徴収の義務化(料金変更)について～

初診の患者さんは、他医療機関からの 紹介状をお持ちください。

令和4年度の診療報酬改定で、200床以上の地域医療支援病院(当院該当)は、他医療機関からの紹介状なしで受診された初診の患者さんに「7,000円以上の初診時選定療養費」を徴収するよう義務づけられました。

紹介状をお持ちでない急を要しない時間外の受診(※)、当院通院中の患者さんが、院内紹介でなく、他の診療科を受診された場合にも、初診時選定療養費がかかります。
※医師が急を要すると判断した場合には、選定療養費はかかりません。

《変更日》 令和4年10月1日(土)

《変更内容》

○紹介状なしに初診を受けられた患者さん
「初診時選定療養費」

5,500円(現行) ⇒ **7,700円**(税込)

○当院より他の医療機関を紹介させて頂いたが、医療機関からの紹介状なしで再度、当院を受診された患者さん
「再診時選定療養費」

3,300円(税込)

再度、専門的な治療・検査が必要となった場合には当院にご紹介頂けますので、ご安心下さい。